

環 保 第 275 号
令和3年10月11日

経済産業大臣 萩生田 光一 様

岩手県知事 達 増 拓 也

「松川地熱発電所発電設備更新計画」環境影響評価準備書に対する意見について
標記のことについて、電気事業法第46条の13の規定に基づき、環境影響評価法第20条第1項
の環境保全の見地からの意見を別添のとおり提出します。

担当：岩手県環境生活部環境保全課
環境影響評価・土地利用担当
TEL：019-629-5269（直通）
FAX：019-629-5364

「松川地熱発電所 発電設備更新計画」環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域は十和田八幡平国立公園内に位置するなど、事業実施区域及びその周辺は環境保全上重要な地域であることから、専門家の意見を聴きながら、景観及び野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
- (3) 事業計画の検討を進めるに当たっては、事業性の検討が、各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の結果を踏まえて行われる環境影響の回避・低減に係る検討に優先されることがないようにすること。また、その検討経緯を評価書に記載すること。
- (4) 環境影響の調査解析については、審査会の意見や専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新の知見や方法に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (5) 今後、環境保全に関する基準値が設定されている項目において、基準値を超過した場合は、必要な措置を講じること。

2 個別的事項

- (1) 水環境
新たに補充井を掘削する際には、環境影響に十分に配慮して実施すること。
- (2) その他
近年、気候変動の影響による突発的な豪雨も多発しており、上流からの土砂災害等の発生リスクが懸念されることから、関係機関等と連携して災害発生リスクについて最新の情報収集に努めること。また、高温・高圧の地下からの蒸気を取り扱う施設であることから、蒸気中に予想外の物質が含まれる可能性も否定できないため、施設の安全管理及び労働安全については十分に留意して取り組むこと。